

## 規制の事前評価書

政策の名称	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)に基づく農林地所有権移転等促進事業を行う場合の農地法の手続の特例
担当部局	農林水産省食料産業局再生可能エネルギーグループ 電話番号：03-6744-1508
評価実施時期	平成24年2月
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 現状及び問題点</p> <p>農山漁村の活力が低下する中で、東京電力福島第一原子力発電所の事故を契機に再生可能エネルギーの導入による分散型エネルギーシステムへの転換が国の重要課題となっているが、農山漁村に豊富に存在する未利用資源を活用した再生可能エネルギー発電を促進することにより、所得の向上等を通じた農山漁村の活性化を図ることができる。一方、農山漁村において再生可能エネルギー電気の発電を促進するに当たっては、無計画に再生可能エネルギー発電設備が整備され、農林漁業に必要な農林地等が失われることにより、農山漁村が有する食料供給や国土保全の機能が損なわれることがないよう、農林地等の適切な利用の調整が行われることが必要である。その際、再生可能エネルギー発電設備の整備には、一定のまとまった土地の確保が必要となるケースがあることから、農林地等の適切な利用の調整を行い、再生可能エネルギー発電設備の整備に必要な土地の確保と併せて農地又は採草放牧地(以下「農地等」という。)の集約化を行うことが重要である。</p> <p>○ 規制の緩和の目的、内容及び必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林地等の権利移転を促進する計画制度(農林地所有権移転等促進事業)を設ける目的             <p>前述のような土地利用のあり方を実現するためには、まとまった土地でも一筆ごとに所有者等が異なることの多い我が国の土地所有・利用実態を踏まえれば、複数の関係者による権利移転の調整が必要となる。このため、農林地等の権利調整が円滑に行われるよう、農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)(以下「本法案」という。)において、市町村が中心となって計画を作成し、複数の地権者に係る農林地等の権利移転を一括して処理する制度として、農林地所有権移転等促進事業に関する規定を設けることとしている。</p> </li> <li>・ 農林地所有権移転等促進事業の内容             <p>市町村は、国の定める基本方針に基づき、当該市町村の区域における農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を作成することができる。基本計画を作成した市町村は、再生可能エネルギー発電設備の整備を行おうとする者から当該整備に関する計画に従って農林地の所有権の移転等を受けたい旨の申出があった場合等において、農業委員会の決定を経て、所有権移転等促進計画を定めることができる。所有権移転等促進計画は土地の権利者の同意を得て一括して策定されることから、当該計画を公告することにより、その公告があった所有権移転等促進計画の定めるところによって権利移動の効果が生じることとしている。</p> </li> <li>・ 農地法第3条第1項を適用除外とする必要性             <p>農業委員会は、農地法その他の法令によりその権限に属させた農地等の利用関係の調整に関する事務を所掌しており、農地等の権利を移転する場合には、農業委員会の許可を受けなければならないとされている。所有権移転等促進計画のような農地等を含む土地の権利移転に関する計画を作成する上では、農業委員会の関与が不可欠であるため、</p> </li> </ul>

	<p>同計画は農業委員会の決定を経て定めることとされている。このため、公告が行われた計画に定めるところによって権利が移動する場合については、既に農業委員会の決定を経ていることから、改めて農業委員会として許可する必要はなく、農地法第3条第1項の規定を適用除外とすることが適当である。</p>		
	法令の名称・関連条項とその内容	農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)附則第5条による農地法(昭和27年法律第229号)第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)第1項第9号の次に1号を加える改正	
想定される代替案	<p>想定できる代替案なし</p> <p>本措置は、市町村が所有権移転等促進計画を定め、公告した場合に実質的に農地法第3条第1項に基づく効果が生じることから、改めて、農地の所有権等を持つ者が農地法第3条第1項の手続を行わないこととするものであり、農地法第3条第1項の規制の廃止そのものを代替案とすることは適切ではない。また、今回の適用除外を行うこと以外の代替案も想定されない。このため、代替案は設定しないこととする。</p>		
規制の費用	費用の要素	代替案の場合	
(遵守費用)	新たな遵守費用は発生しない。	—	
(行政費用)	新たな行政費用は発生しない。	—	
(その他の社会的費用)	新たな社会的費用は発生しない。	—	
規制の便益	便益の要素	代替案の場合	
	<p>ベースラインは、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案(仮称)附則第5条による農地法(昭和27年法律第229号)第3条(農地又は採草放牧地の権利移動の制限)第1項第9号の次に1号を加える改正を行わないこと」となる。この場合、各農地の所有権等を持つ者は、権利移動に係る相手方と個別に調整し、手続を行うこととなる。</p> <p>今回の適用除外規定の設定によって、所有権移転等促進計画に位置付けられた農地の所有権等を持つ者が、農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を農業委員会に行う必要がなくなるため、その分の費用(手間)が、結果的に便益となる。</p> <p><b>【農地等の権利者の便益】</b></p> <p>農地の所有権等を持つ者にとっての便益は、仮に申請を行政書士に依頼した場合にどの程度の費用がかかるかということで推計することとする。</p> <p>農地法第3条第1項の許可申請を依頼した場合に行政書士に支払う金額は、1件当たり約3万円(日本行政書士連合会「平成22年行政書士報酬額統計調査」における農地法第3条許可申請の最頻値)である。</p> <p>再生可能エネルギー発電設備等の整備のために農林地所有権移転等促進事業が行われる場合の1地域当たりの地権者の数については、現在、そのようなデータがないことから、同様に集団的な土地の利用調整を行う仕組みである特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)に基づく農林地所有権移転等促進事業の実績において、田畑の権利移転等が含まれる農林地所有権移転等促進事業1地域当たりの地権者の数の平均である3.4名を使用する。</p> <p>また、本法案に基づく農林地所有権移転等促進事業が行われる地域の数については、こ</p>		—

	<p>れも現在、データがないが、田のほ場整備率が全国平均(61.7%、平成21年)を上回る県においても同事業が行われる可能性のある地域があることから、ほ場整備率が全国平均以上の18道県においては毎年1件、全国平均を下回る29都府県では毎年2件ずつ同事業が行われるものとする。</p> <p>このとき、本法案の見直しを行うまでの10年間に於いて生じると見込まれる便益は以下の通り。</p> <p>3万円×3.4名×(18+29×2)地域×10年=7,752万円</p> <p><b>【農業委員会の便益】</b></p> <p>農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を個別に農業委員会に行う必要がなくなることにより、農業委員会側のコストも節減される。農地法第3条許可の申請に要する農業委員会の経費は、1件当たり約4万円と試算されている。これを上記と同様の仮定において便益を推計すると以下の通り。</p> <p>4万円×3.4名×(18+29×2)地域×10年=1億336万円</p> <p>さらに、本適用除外規定の設定によって農林地所有権移転等促進事業がより活用されることにより、農地等の権利移動に係る手続が迅速化されるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備と農地等の集約化が地域にとって望ましい形で行われるというメリットがある。</p>
<p>政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)</p>	<p>規制の費用は、遵守費用、行政費用及びその他の社会的費用ともに新たに発生しない。</p> <p>規制の便益は、所有権移転等促進計画に位置付けられた農地の所有権等を持つ者が、農地法第3条第1項に基づく農地等の権利移動の許可申請を農業委員会に行う必要がなくなるため、その分の費用(手間)が、結果的に便益となる。これは、上記の通り、本法案の見直しを行うまでの10年間に於いて、1億8,088万円と推計される。</p> <p>さらに、農地等の権利移動に係る手続が迅速化されるとともに、再生可能エネルギー発電設備の整備と農地等の集約化が地域にとって望ましい形で行われるという便益もある。</p> <p>このため、費用より便益が上回る。</p>
<p>有識者の見解その他関連事項</p>	<p>—</p>
<p>レビューを行う時期又は条件</p>	<p>法律の施行後10年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。</p>
<p>備考</p>	<p>本法案と同様に、農林地等の権利移転を促進する計画制度を規定し、その制度においては農地法第3条第1項を適用除外としている法律は以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)</li> <li>・ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成5年法律第72号)</li> <li>・ 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律(平成19年法律第48号)</li> </ul>